

第27回

北播磨総合医療センター

企業団議会定例会会議録

令和5年2月

北播磨総合医療センター企業団

議案の審議結果

議案番号	議案名	議決 年月日	議決の 結果
第1号議案	北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R5.2.27	可決
第2号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	R5.2.27	可決
第3号議案	北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例の制定について	R5.2.27	可決
第4号議案	令和4年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）	R5.2.27	可決
第5号議案	令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算	R5.2.27	可決
第6号議案	損害賠償の額の決定及び和解について	R5.2.27	可決
第7号議案	債権の放棄について	R5.2.27	可決

**第27回（令和5年2月）
北播磨総合医療センター企業団議会定例会会議録**

◇ 第27回北播磨総合医療センター企業団議会定例会議事日程及び会議に付した事件

令和5年2月27日（月）午後2時開会

- | | | |
|----|----------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第2 | 会期の決定について | |
| 第3 | 第1号議案 | 北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 第2号議案 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 第5 | 第3号議案 | 北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例の制定について |
| 第6 | 第4号議案 | 令和4年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号） |
| 第7 | 第5号議案 | 令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算 |
| 第8 | 第6号議案 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 第9 | 第7号議案 | 債権の放棄について |

◇ 出席議員

1番	穂積豊彦	2番	河島信行
3番	内藤博史	4番	山本悟朗
5番	古田寛明	6番	河島三奈
7番	岸本和也	8番	河島泉
9番	新井謙次	10番	村本洋子

◇ 欠席議員（なし）

◇ 説明のため出席した者

企業長	仲田一彦	副企業長	蓬萊務
理事	十都和弘	管理部長	藤原博之
管理部参事	大江雅弘		

◇ 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 山 本 寿

主事 小 林 安 寿

主査 若 尾 俊 範

◇ 議 事

<開会> 午後2時

○議長（山本悟朗）

開会に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに第27回北播磨総合医療センター企業団議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、ここに開会の運びに至りました。誠に御同慶に堪えない次第でありまして、深く敬意を表するところであります。

さて、今期定例会に付議されます案件は、「北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のほか2件の条例の制定並びに「令和4年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）」「令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算」「損害賠償の額の決定及び和解について」及び「債権の放棄について」の計7件の議案でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ御精励を賜りまして、慎重なる御審議の上、適切、妥当な結論を得られますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

<企業長 挨拶>

○議長（山本悟朗）

この際、仲田企業長の挨拶がございます。

○企業長（仲田一彦）

第27回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私御多用の中、お繰り合わせの上、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、北播磨圏域を中心に多くの患者様を受入れてまいりましたが、今月初旬に当医療センターにおいて新型コロナウイルス感染のクラスターが発生し、当該病院の入院停止や救急の一部制限などを行いました。皆様方に御心配をおかけしましたこと、関係機関に御迷惑をおかけしたことにつきまして、心よりおわびを申し上げます。今後も引き続き中等症以上の陽性者の受入れを行い、三木市、小野市はもとより、北播磨地域の皆様方の安全安心な医療体制を確保してまいります。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、国は5月8日からインフルエンザと同じ5類への移行を決定いたしました。3月13日からマスク着用の

緩和など、様々な制限が緩和される中で、制限緩和による感染拡大の懸念や感染対策など、様々な課題があります。当医療センターとしましても、国からの情報に注視しながら医療体制の維持に努めてまいります。

さて、三木、小野両市の市民病院の統合により設立された当医療センターは、本年10月に開院10周年を迎えます。現在では、外来、入院合わせて年間約40万人弱の診療に当たるなど、三木、小野両市の市民病院としての役割はもとより、北播磨圏域の急性期医療を担う基幹病院としての役割を果たしています。

そのような中、コロナ患者への対応等で業務過重となっている看護師等のスタッフへの負担を軽減するため、令和5年3月から当面の間、2病棟の閉鎖を行います。入院患者数が大幅に減少することから、経営面では収支不足となることが懸念されます。そのため、紹介率や逆紹介率の引上げ、平均在院日数の短縮など、積極的に経営改善に取り組んでまいります。

加えて、利用者の皆様にできる限り御迷惑をおかけしないよう、地域医療に影響を及ぼさないよう、近隣病院と連携、調整を進めるとともに、看護師確保に努め、早い時期の再開を目指してまいります。

その一方で、先ほど申し上げましたとおり、当医療センターは北播磨圏域の急性期医療を担う基幹病院としての役割を担っています。圏域内の今後の人口動態、医療需要に加え、医師等の働き方改革の導入による影響などを鑑みますと、ソフト・ハード両面においてさらなる充実が必要となってまいります。そこで、施設の改修と増築に係る計画の策定に取組み、環境整備について協議を進めてまいります。

また、当医療センターのがん診療につきましては、令和3年4月からがん総合医療センターを設置し、センターを中心に質の高いがん治療に取り組んできました。兵庫県からがん診療連携拠点病院の指定を受け、拠点病院として重要な役割を担っておりますが、令和5年4月には新たに国からがん診療連携拠点病院の指定を受ける内示を頂いており、さらに質の高いがん診療に取り組んでまいります。

これまで以上に地域の皆様がより安心して治療や看護を受けられるよう、診療体制を充実し、当医療センターの基本理念であります、患者と医療人を引きつけるマグネットホスピタルの実現に努めてまいります。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましてはますますの御支援を賜りますとともに、このたびの定例会では慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

<開議>

○議長（山本悟朗）

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

監査委員から例月現金出納検査結果報告書及び定期監査結果報告書の提出がありました。これらの写しを既にお手元に配布いたしておりますので、御清覧をお願いいたします。

次に、その他の報告については、議会事務局長から御報告いたします。

○議会事務局長（山本寿）

御報告いたします。

現在の出席議員は10名であります。

次に、今期定例会に提出されます議案並びに本日の議事日程は、既にお手元に配布いたしましたとおりでございます。

次に、地方自治法第121条の規定によりまして、説明のため今期定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配布いたしておりますので、朗読を省略させていただきます。

報告事項は以上でございます。

<日程第1 会議録署名議員の指名について>

○議長（山本悟朗）

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、議長より指名いたします。

5番 古田寛明議員、6番 河島三奈議員、以上2名をお願いいたします。

<日程第2 会期の決定について>

○議長（山本悟朗）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

<日程第3～9、第1号～第7号議案>

○議長（山本悟朗）

次に、日程第3、第1号議案、北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、

第7号議案、債権の放棄についてまでを一括して議題といたします。

仲田企業長から、提案理由の説明を求めます。

<企業長 提案理由説明>

○企業長（仲田一彦）

このたびの定例会に上程いたしました議案につきましては、条例議案3件、予算議案2件、損害賠償議案1件、債権放棄議案1件の、合わせて7件であります。

まず、病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年4月1日から感染対策室及び医療安全管理室を部組織に格上げするため、関係条項を改正するものでございます。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方公務員の定年が引き上げられることなどに伴い、関係条例の整備等を行うものでございます。

次に、個人情報保護法施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールが定められたことから、改正法の施行に当たり、必要となる条例を整備するものであります。

次に、予算議案につきましては、令和4年度会計の補正（第1号）並びに令和5年度会計の当初予算を計上しております。

次に、損害賠償議案につきましては、医療事故の事案に関し、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、債権放棄議案につきましては、債権を放棄することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案の詳しい内容につきましては、この後管理部長から説明をいたしますので、議員各位におかれましては一層の御精励を賜り、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○管理部長（藤原博之）

それでは、提出議案の説明をいたします。提出議案のつづりの3枚目を御覧ください。

まず、第1号議案、北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

議案書、1-1ページでございます。

改正の理由、内容は、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症に対応する体制及び日進月歩、進化を続ける医療の安全確保やリスクマネジメントに対応する体制の一層の強化を図るため、令和5年4月1日から、感染対策

室及び医療安全管理室を部組織に格上げしたいので、関係条項を改正するものでございます。

次に、第2号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について提案説明をいたします。

議案書、2-1ページです。

改正の理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、関係条例の整備等を行うものでございます。

改正の内容としましては、医師職以外の職員の定年年齢を60歳から65歳に引き上げるものでございます。

次に、第3号議案、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例の制定について説明をいたします。

議案、3-1ページでございます。

改正の理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールが定められたことから、全ての地方公共団体は令和5年4月から改正法が適用されます。これに伴い、改正法の施行に当たり必要となる条例を整備するものでございます。

改正の内容は、開示請求手数料を現行と同じく無料とし、開示決定期限を改正法、法律では30日以内としておりますが、条例では現行と同じ期限、14日以内に短縮するとともに、その他必要となる事項を規定し、新たに条例を制定するものでございます。

また、それに伴い、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例は廃止し、そのほか関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、第4号議案、令和4年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

議案の4-1ページでございます。

第2条の業務の予定量の補正ですが、年間入院患者数を12万4,100人に、年間外来患者数を25万3,935人とし、入院は、コロナ病床確保に伴う通常入院病床の減少などにより、1日平均入院患者数を45人の減とし、一方、外来は、外来化学療法、放射線治療の増加などにより、1日平均外来患者数を5人増とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では、総額を187億1,419万7,000円に増額しようとするもので、医業収益は入院患者数が減少したことによる入院収益の減など、医業外収益は、コロナの休床補償補助金の当初見込んでいなかったものが適用されるということで、増

えたということでございます。

また、支出では、総額を185億2,263万4,000円に減額しようとするもので、職員の採用・退職に伴う給与費や材料費の減などによるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入総額を4億3,814万5,000円に、支出総額を14億3,108万5,000円にそれぞれ減額しようとするもので、企業債償還金の不用額や企業債償還金の決定、看護学生の奨学貸付金の決定に伴い、企業債償還金及び投資を減額しようとするものでございます。

第5条の債務負担行為の補正から第7条の棚卸資産購入限度額の補正につきましては、それぞれ記載のとおり改めようとするものでございます。

次に、第5号議案、令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算について提案説明をいたします。

議案書の5-1ページでございます。

第2条の業務予定量ですが、年間入院患者数を10万7,970人、年間外来患者数を25万3,935人に定めようとするものでございます。

また、主な建設改良事業としまして、医療機器等整備費4億6,150万円、病院整備費2,000万円を実施しようとするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の予算総額を172億464万9,000円、支出の予算総額を183億5,901万2,000円とし、経常損益を8億8,000万の赤字予算とするものでございます。

なお、本予算にはコロナ患者受入れに係る病床確保の補助金は見込んでおらず、今後、補助金制度が継続されるであるとか、内容が変わることによって、収支は改善されるものと思えます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入の予算総額を4億7,850万8,000円、支出の予算総額を14億5,246万1,000円とし、収支不足額9億7,395万3,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填しようとするものでございます。

第5条の債務負担行為から第12条の重要な資産の取得につきましては、それぞれ記載のとおり定めようとするものでございます。

次に、第6号議案、損害賠償の額の決定及び和解について提案説明をいたします。

議案の6-1ページでございます。

医療事故の事案に関し、損害賠償の額を決定し和解したいので、地方自治法並びに地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものでござい

す。

まず、相手方は小野市在住の男性でございます。

次に、損害賠償の額及びその他和解事項としましては、損害賠償の額は、神戸地方裁判所姫路支部の和解勧告に従い、600万円とし、その他の和解事項としましては、シャントチューブの脱落を発見できなかったことに対し、遺憾の意を表する、それから、補助参加人と当医療センターは、本件に関し、その責任割合について民間総合調停センターの仲裁裁判に服するというものでございます。

事案の概要ですが、平成28年7月24日に、当医療センターにて入院治療された患者さんから、シャントチューブの脱落の見落としにより病状が増悪した結果、視力が両眼0.01になり、第4級相当の後遺障害が残存したとして損害賠償を求められました。

当医療センターは、脱落の見落としと後遺障害とは因果関係が認められないとして反論していたところ、裁判所から和解勧告がなされ、和解勧告を受託することとしたものでございます。

次に、第7号議案、債権の放棄について説明をいたします。

議案の7-1ページでございます。

債権の放棄について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する債権の概要ですが、診療費で、相手方は兵庫県丹波市の男性です。

放棄する債権の額は77万584円。

債権放棄の理由ですけれども、債権者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかではなく、時効消滅の期間が満了したことから、債権を放棄しようとするものでございます。

以上、提案説明といたします。

○議長（山本悟朗）

これより質疑並びに一般質問に入ります。

通告により、順次、発言を許可します。

7番、岸本和也議員。

○7番（岸本和也）

こんにちは。三木市議会の岸本和也です。

私からは2項目、7点について質問をさせていただきます。答弁者は全て事務局にお願いします。

第1項目、電子カルテ等に対するサイバーセキュリティー対策について。

2019年5月、長崎県の佐世保共済病院のパソコンがウイルスに感染し、

受診制限を行いました。その後も、2021年10月、徳島県の半田病院の電子カルテがランサムウェアに感染しました。また、最近では2022年10月、大阪急性期・総合医療センターもランサムウェアに感染し、通常診療が一時停止し、2023年1月に全ての診療科での受付を再開されました。

2022年11月には、厚生労働省より、全国の医療機関に対してサイバーセキュリティ対策を求める注意喚起が行われたということです。令和5年度当初予算においてもセキュリティの強化を行う内容も含まれているということですが、そこで3点お伺いします。

1点目、これまでどのようなサイバーセキュリティ対策を講じてきたかについて。

2点目、令和5年度に行うセキュリティ強化について。

3点目、システム障害発生時を想定した事業継続計画策定や、データ消去等に備えたデータのバックアップ等、インシデント発生時の対処についてお伺いします。

第2項目、病棟閉鎖とスペース不足について。

先日の企業団議会議員総会において数点報告される中で、2点、来年度の病棟の2病棟閉鎖と、スペース不足による今後の環境整備について述べられました。

病棟の閉鎖に関しては、コロナ等の影響もあり、医療スタッフに負担もあったということで、看護師の減少が原因ということです。急性期医療の現場であり、大変な仕事であると思いますが、離職率がさらに下がるよう、医師のみならず、医療スタッフも働きやすい環境を整備していく必要があると考えます。

また、看護師の確保は以前からの課題であり、これまでも取組をされてきたと思いますが、それでも採用が昨年度は少なかったということです。今後の取組が非常に重要です。

スペース不足による今後の環境整備に関しては、マグネットホスピタルとして開院当時の想定よりも医療人や患者が集まっているということで、医療センターがこれまで順調に成長してきたあかしでもあると考えます。

今後、将来を見据えた病院像を描き、実行する方策を立てるということですが、大まかにどのようなスペースが足りていないのかという現状と、増築等の場合には国、県から補助があるのかなど、財源も非常に気になります。まずは看護師確保を行い、病棟を元の状態に戻すことが優先だと考えますが、その後、さらに北播磨総合医療センターを発展させるための夢を描くことはよいことだと考えます。

そこで、4点お伺いします。

1点目、病棟閉鎖から原状復帰をするまでの目標スケジュールについて。

2点目、看護師の確保策について。新規採用、離職率低減の両面について。

3点目、増築の想定される大まかな内容と意義、課題について。

4点目、増築に対して想定される財源についてお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山本悟朗）

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部参事（大江雅弘）

第1項目、1点目、これまでどのようなサイバーセキュリティ対策を講じてきたかについてお答えいたします。

セキュリティ対策については、ランサムウェア対策として、更新プログラムの迅速なアップデート、データのバックアップ保護、ID・パスワードの2要素認証の導入など、厚生労働省が策定している医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づくセキュリティ対策を行っています。

外部からのアクセス、リモート保守については、事前に連絡を受け、許可したものしか接続させず、終了時に連絡がない場合は確認をし、管理を行っております。

また、ウイルス対策ソフトの最新化を日々実行しております。

ほかに、なりすましアクセスを防止するため、電子カルテシステムには、先ほど申し上げました2要素、IDカードの読み込みとパスワードの入力でログインさせています。

一方、職員に対しては、電子メールの確認時に不審なものは開かない、リンク先にアクセスしないよう、定期的に注意喚起の通知を行うとともに、年に1回、全職員を対象とした研修を開催しています。

次に、2点目、令和5年度に行うセキュリティ強化についてお答えいたします。

現在、電子カルテのデータは情報管理室の2台のサーバーで保存していますが、さらに令和5年度は医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、2台のサーバーとは別に、アクセス制限がかかった改ざん防止領域を持つサーバーを新たに導入し、データのバックアップ体制の充実を図ります。

次に、3点目、システム障害発生時を想定した事業継続計画策定や、データ消去等に備えたバックアップ等、インシデント発生時の対処についてお答

えします。

インシデント発生時の対処については、対策本部の設置や障害レベルの0から5の判定、それからそのレベルごとの対応を規定したシステム障害時対応マニュアル及び医療情報システム運用管理規程に基づき、診療を円滑に継続できるような体制をとっております。

データのバックアップについては、先ほど申し上げたとおり、サーバーで保管しているバックデータを基に、システム導入業者である富士通 J a p a n と連携し、システムの速やかな復旧に備えています。

今後は、引き続き積極的にサイバーセキュリティ研修に参加し、情報収集を行うとともに、国のガイドラインの改定状況を注視し、より充実したサイバーセキュリティ対策を適時、的確に実行してまいります。

以上、答弁いたします。

○管理部長（藤原博之）

私の方から、第2項目について答弁いたします。

第2項目、1点目、病棟閉鎖から原状復帰をするまでの目標スケジュールについて、2点目、看護師の確保策についてを併せてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、看護師の確保は従前からの課題であり、これまでも奨学金制度の活用や採用試験の複数回開催により、採用機会の拡大に努めてまいりました。また、会計年度任用職員制度によるライフスタイルに合わせた就業形態での雇用や、子育て世代の働きやすい職場環境の整備も進めております。

しかしながら、新型コロナウイルスが蔓延し始めた令和元年度末から退職者が大幅に増加し、ここ数年は退職者数が採用者数を上回る状況が続き、看護師の不足に陥っているのが現状です。

今般、病棟閉鎖に踏み切ることとしたのは、現場の心理的、物理的負担を軽減し、疲弊した現場に活気を取り戻そうとした先手管理としての対応でございます。

御質問の看護師確保策につきましては、ホームページのリニューアルでイメージアップを図るとともに、コロナ禍で中止をしておりました学校訪問の範囲を近畿圏から西日本に拡大して再開し、理事、看護部長などが約60校を訪れ、新卒者の採用応募者の拡大を図っております。

また、経験者の採用については、従前の募集型応募サイトに加え、成功報酬型の採用サイトの活用や、当医療センターで勤務する職員自らが新規応募者の発掘を促すような制度の創設により、供給元の拡大を図っているところ です。

あわせて、離職者防止対策として若手職員によるワーキングを立ち上げ、その意見を取り入れるなどし、看護師が働きやすい職場づくりを進めております。

また、原状復帰をするまでの目標スケジュールではありますが、令和5年度には経験者採用の増（20名程度）、新卒者の従来並みの採用者の確保（50名程度）を行い、少なくとも令和6年度には閉鎖病棟を1病棟とし、令和6年度にも令和5年度と同程度の採用者数を確保することにより、令和7年度には通常の運用に戻す予定です。

当医療センターは北播磨地域の高度急性期を担う中核病院でありますので、その役割を果たせるよう、閉鎖病棟の一日も早い通常運用を目指すとともに、当面の間、近隣病院との連携を密にし、診療の停滞を回避するように努めてまいります。

次に、3点目、増築の想定される大まかな内容と意義、課題についてお答えします。

当医療センターの増改築については、開院10年が経過しようとする中で、運用上、様々な課題が出ており、それを解消するために対応するものと、北播磨圏域の医療の在り方や将来需要を見越して先行的に実施するものがあると考えております。

増改築の内容については、院内での意見の集約を進めているところで、現時点で確定しているものはございませんが、例えば外来部門における診察時間において、一部の診療科で相当な待ち時間が生じている現状があります。これを解消するためには、地域の医療機関との連携促進や患者さんの意識改革、すなわち地域のかかりつけ医で診療が可能な病状については、極力そちらの方でお願いするなど、対応しなければならないことが不可欠ですが、多くの医師が当医療センターに集中している現状もあり、医師を受入れる医局に加え、診察スペースを拡大し、より多くの患者さんの診察ができるようにすることが必要です。

また、地域の医療機関との連携において、現行のスタッフ数では十分な対応ができない状況で、その部門をソフト、ハード両面で大幅に拡大する必要があります。これが実現することにより入退院調整がより円滑に進み、患者さんにとってもより適正な医療を受ける機会を確保することとなります。

このほかにも、新型コロナウイルス感染症の対応では、感染患者の入院受入れのため、多くの一般病床の休床が強いられ、通常診療にも少なからず影響を及ぼしました。今後の新興感染症の発生時には、物理的に感染対策ができる専用スペースで診療や入院の対応をすることも想定しなければなりません。

ん。

さらに、当医療センターは北播磨地域の基幹病院であることから、検疫における将来的な医療供給体制や、人口減少と高齢化を加味した医療需要を見込み、施設の将来像を描き、増改築計画を策定することが重要であると考えております。

次に、課題ですが、物価上昇による資材の高騰、人件費の引上げに伴う建築単価の増が挙げられます。現時点では昨年9月に着工された加古川中央市民病院の新棟増築の建築単価を参考にして建築費を想定しておりますが、県内の他病院でも建築費の高騰により再入札や設計変更を強いられる事例が発生しており、予断を許さない状況であります。実施設計は再来年以降となりますので、その時点での建築市況を見通すことは非常に困難ですが、今後も市況の動向には注意をしまいたいと考えております。

令和6年度からは医師の働き方改革が本格的に導入され、全国的に医師不足が懸念される中、当医療センターが担う役割は今後ますます大きくなることが見込まれることから、早期に計画を策定し、増改築に着手したいと考えております。

次に、4点目、増築に対して想定される財源についてお答えをいたします。

当医療センターの増改築に係る財源ですが、議員お尋ねの補助金については、現行制度では該当するものはございません。したがって、財源は地方債となります。

御存じのとおり、地方債は1会計年度を超えて行われる資金調達で、いわゆる借金となりますので、全額後年度の返済が必要となります。その返済に係る財源は、当医療センター予算での執行を想定しておりますが、病院建設において地方債を活用した場合は、建設改良費として市から繰出金として支出したのに対し、通常分で元利償還額の25%、特別分で40%が地方交付税として市へ交付される仕組みとなっております。

なお、現在予定しております増改築では、複数病院の相互の医療機能の再編の取組があると認められる場合に措置される交付税の算入率の高い特別分の一部適用を視野に入れ、国、県等との関係機関からの情報収集、調整を進めており、最低限、交付税に算入される部分については財源として活用できればと考えております。今後、一定程度設計が進んだ段階で事業費を算出し、三木、小野両市と財源について調整を進めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長（山本悟朗）

7番、岸本和也議員。

○7番（岸本和也）

それでは、2項目めの病院閉鎖とスペース不足について再質問をさせていただきます。答弁者は企業長にお願いします。

まず、課題でありますとか、これからの大まかな内容ということをお説明いただきました。また、計画については今後詳細には出てくるものと理解しております。

投資というのは企業が成長する上では必要なものだと理解しております。ただ不安としましては、令和7年度に看護師をしっかりと採用して通常診療に戻していく。せっかく戻ったにもかかわらず、この増築をすることによってさらに医師や看護師が必要になってくる、その確保ができるのかどうか。もしそれができなければ、今いる医師や医療スタッフへのさらなる負担になるということで、悪循環になっていってしまうのは、この投資、意味がないものだと思っております。

理想としましては、おっしゃられていたようにスペース不足を解消することに伴って、医師そして看護師共に働く環境が改善されて、より看護師、医師が集まってくる、それによって市民サービスが向上して収益も増えていくという、やっぱり企業にとって成長するための投資にならないといけないと思っております。

そこで企業長にお伺いしたいのは、さらなる看護師確保というところに関して私は不安を抱えているんですけども、この増築という投資が北播磨総合医療センターのさらなる発展につながるものなのか、そこについてお伺いします。

○議長（山本悟朗）

再質問に対して、答弁を求めます。

仲田企業長。

○企業長（仲田一彦）

岸本議員の再質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、議員御心配のとおり、悪循環というのは起こさせないように当然努めてまいるところでございます。

増改築に係る概要、確定がしておりません。どの程度の医療スタッフが必要となるのかは算定しておりませんが、先ほど答弁をさせていただきました

ように、外来の診察部門の拡張は想定をしておりまして、一定の看護師の確保は当然必要となります。現状を考えてみますと、今休床病棟を始めるといふことでありますが、それを通常運用に戻すだけでも相当数の看護師確保が必要となるということで、その上積みはもう議員御指摘のとおり容易じゃないというふうに我々も考えております。

一方で現在、看護師の待遇や勤務環境の改善も進めておりまして、退職者数が採用者数を上回ることは今後はなくなってくるというふうに我々は考えております。また、必ずそうしなければいけないという覚悟でございます。

また、先ほど来答弁させていただいていますように、今後の北播磨圏域の医療供給体制の安定化、北播磨全体を見渡した場合、やはり人材が当医療センターに集約されることが必要となっておりますので、まず看護師の確保につきましては、現在取り組んでいます看護師確保策を推進し、また他の病院とのいろんな人材交流等も視野に入れてより効果的な方法も模索し、看護師の必要な確保に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

以上で岸本和也議員の質問は終わりました。

次に、6番、河島三奈議員の質問を許可します。

6番、河島三奈議員。

○6番（河島三奈）

小野市議会の河島三奈です。

議長の許可を頂きましたので、私からは2項目、4点について質問をいたします。答弁者は全て事務局にお願いをいたします。

第1項目、看護師の不足について。

今定例会の議員協議会において説明を受けましたが、看護師の不足による病棟の閉鎖には、将来の病院の経営について大変危惧しております。また、それが今年度だけの措置ではなく、向こう2年間の計画であることが一層の危機感を感じます。兵庫県によるがんの指定病院に指定され、医師の数も増え、より一層の拡充をしていかなければならない中でのこの状態には、小野市、三木市の地域病院にも多大な影響を及ぼすことが予想され、北播磨総合医療センターだけの問題ではない深刻な問題だと思います。

簡単なことではないと思いますが、以上のことから、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目、看護師不足の理由について。

年に1割程度の数の離職は、割合としては健全で、何ら心配することはないと説明いただいたと思いますが、新採用の看護師が病院勤務に耐えられずに離職してしまうなどの話も聞きます。コロナ禍の中で実習に出られず、自信が持てないなどの例も耳にしましたが、現状、北播磨総合医療センターでの看護師不足の理由はどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

2点目、看護師の採用計画について。

今回の病棟閉鎖は苦渋の決断であろうと理解しますが、できれば早急に改善をしなければいけない問題です。現在どのような改善策を計画されているのかをお伺いいたします。

3点目、病棟閉鎖における地域への影響について。

約100床分の患者を受入れることができなくなったことに対して、小野市、三木市、またその他の地域の民間病院や市民病院への受入れの協力を依頼したりする必要があるかと思っておりますが、患者の割り振りや治療計画において悪影響が出ないか懸念するところです。どのような対処を考えておられるかお伺いいたします。

第2項目、駐車場のメンテナンスについて。

医師が増え、患者が増えてくる中で、昨年には病院北側に駐車場も新設されましたが、やはり患者にとって便がよいのは旧からある玄関正面の駐車場です。開院10年を迎え、白線を引き直すなどの修繕が必要だと感じますが、今後のメンテナンスの計画などはあるのかをお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。

○議長（山本悟朗）

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部長（藤原博之）

第1項目、1点目、看護師不足の理由についてお答えをいたします。

現在、当医療センターには2月1日現在で約460名の正規の看護師が在籍しております。令和元年の看護師数が約520名でありましたので、この4年間で約60名の減となっております。これは、令和元年度から3年度にかけて、先ほども申しましたが離職者が採用者数を上回ったことがその理由となっております。

離職者が増えている背景には、議員御指摘の実習機会の減少による経験不足もございりますが、主にはコロナ患者受入れによる感染拡大防止策に伴う業務量の増加、職員の感染による出勤停止に伴う現場職員の業務負担の増加、

急性期病院という性質から生じる業務の煩雑さによる心理的負担の増大、看護職の需要増による流動性の拡大などが考えられます。

看護師の不足については当医療センターに限ったことではなく、全国的な問題となっており、先日も東京の国立病院機構において1年間で100名以上の退職者が発生しているとの報道がなされたように、特に新型コロナウイルス感染症の対応に当たった地域の中核病院では厳しい状況が続いているようです。県内の多くの病院においても同様の状況であります。

なお、当医療センターにおける令和4年度の離職者数は、令和元年度以降では最少となる見込みで、コロナ禍前の数値に戻ってきております。今後も働きやすい職場環境を整備し、働き続けられる職場づくりをしていくことが重要であると考えております。

次に、2点目、看護師の採用計画についてお答えいたします。

看護師の採用状況は、令和5年4月1日時点では、新卒者36名、経験者6名、これ、現時点でありますけれども、経験者6名の採用見込みとなっております。これに加え、年度途中に10名程度の経験者を確保し、令和6年度以降は、新卒者で50名程度、経験者は20名程度を毎年確保する計画であります。なお、採用者確保については、岸本議員への御答弁で申し上げたとおりでございます。

次に、3点目、病棟閉鎖における地域への影響についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、病棟閉鎖に係る入院患者受入れへの影響については、少なからずあると考えております。地域の医療機関への協力依頼については、三木市、小野市内の医療機関、市立西脇病院をはじめとする圏域内の公立病院、加古川中央市民病院、県立加古川医療センターなどの近接する圏域の医療機関に病院長と理事が訪問し、当医療センターとの連携に協力を頂くお願いをしているところです。

具体的な連携の内容ですが、1つ、救急の患者さんで当医療センターが対応できない場合の受入れのお願い、2つ、地域の医療機関で診療できる患者さんの診察を受入れていただくお願い、3つ、高度急性期の入院治療が完了した患者さんの速やかな転院の協力の依頼等であります。

これらの対応により、患者さんの平均在院日数、入院の期間なんですけれども、これが短縮され、より多くの入院患者さんの受入れが可能となり、病床の効率的な運用に寄与するということになります。

なお、2病棟閉鎖による病床数の表面的な数字は、先ほど議員がおっしゃいましたように100床の減となりますが、実は昨年度から新型コロナウイルス

ルス感染症の対応のため、一部で休床をしていることから、実質の運用病床数の減は60床程度で、先ほど申し上げた連携が円滑に進みますと、病棟の閉鎖に係る影響はさらに圧縮されるということになります。

このたびの病棟閉鎖は、短期的には地域の皆様方にも御迷惑をおかけする可能性がございますが、当医療センターの将来像や今後の北播磨圏域の医療の在り方について考える契機となると捉え、中長期的にはプラスになるように取組んでまいりたいと考えております。

次に、第2項目、駐車場のメンテナンスについてお答えをいたします。

当医療センターの北側に新設した駐車場は、職員専用としており、これにより患者さんの駐車台数は約650台となっており、患者さんには余裕をもって駐車をしていただけるスペースの確保をしているところです。

現在、1日平均で1,000人を超える外来患者さんが来院をされており、利用が多い正面玄関エリアにおいては、議員御指摘のとおり駐車場の白線が消えかかっているところがあり、場所によっては駐車がしにくい状況となっております。

御質問の白線の引き直しにつきましては、早急に対応する必要があると考えておりますが、工事期間中、駐車場を閉鎖する必要が生じ、御来院の皆さんへの御迷惑をおかけすることが想定されます。それを回避するためには、土日祝日など、当医療センターの休診日での施工が必要となりますので、効率的に補修工事ができる時期について調整をしておりましたが、特に損傷が激しい箇所については、部分的に先行して補修を行う予定でございます。今後、順次日程等の調整を行い、補修を早急に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○6番（河島三奈）

6番、河島三奈議員。

○6番（河島三奈）

各項目にわたり、簡潔なお答えをありがとうございます。

それでは、私から第1項目について2点ばかり再質問をさせていただきます。答弁者は企業長にお願いいたします。

看護師不足に対しては様々な策を講じられていて、採用者の獲得とか離職

者の低減を目指されているのは理解いたしました。

以前、小野市の方で看護学校誘致についてということが話題になったことがありました。その時点ではその計画は一旦止まったように認識しているんですけども、看護師不足をこの先解消するには、新たな看護師の養成機関の設置とか、その誘致とかも有効になるのではないかなと考えております。

今後、企業団として看護師確保のために看護学校とか大学との連携強化を含めまして、当医療センターで活躍される看護学生の養成等について、描かれているようなビジョンなどがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

次に、3点目、先ほどの答弁で、地域の医療機関でも診察が可能な診察はそちらでお願いしていただくとか、北播磨総合医療センターでの急性期治療が終了した段階で、速やかな転院をしていただくというような御説明がありましたけれども、やはり小野市、三木市の市民にとっては、ここは市民病院であるので、ここで最後まで診てほしいみたいな御希望もあると思うんですけども、今まで御説明を聞かせていただく中で、限られた病床の中で効率的な病床運用をしようとしていく場合に、こういうふうな方法は必要であるんだなともしみじみ感じているところです。

将来的な医療の在り方とかという点から考えましても、合理性を追求するのが筋かなとも思っておりますし、でも先ほども言いましたけれども、一方患者サイドからしますと、信頼のおける病院でできるだけ最後まで治療をしてほしいと思われることも多いと思います。

ある意味、相反する視点の中で、病院としてはこのようなことについて患者さんにこれからどのような形で、理解をお願いしていくとか、そういう方針がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（山本悟朗）

再質問に対し、答弁を求めます。

仲田企業長。

○企業長（仲田一彦）

私から、2点再質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、看護学校誘致が小野市の方で話題になったということで、それも含めた今後の看護学生の養成についてであります。まず小野市の方で看護学校の誘致について話題になったことにつきましては、副企業庁が小野市長として政治家の夢や思いを小野市で発言されたというふうに私は理解しております。よって、企業団としてはそのことについて今、議論はしてはおりません。今のところそういう点を踏まえまして、今のところ企業団として新た

な養成機関の設置、また誘致の計画はありませんけども、まずは播磨看護学校関係、関西国際大学などを含め、既に連携している学校とやはりより強い連携を図って、まず看護師確保を図っていくということでございます。

そして、2点目の病棟閉鎖における地域への影響、患者さんへの説明ということではありますが、確かに議員御指摘のとおり、市民病院として役割もある中で、単に他の医療機関で受診してください、転院してくださいと言うだけでは御理解いただけないというふうには私どもも思っております。

一方で、議員御承知のとおり、国の地域医療構想でも言われておりますように、機能分化・連携、すなわち症状により受診機関を使い分けることを推進することにより、限られた医療資源を有効に活用するということが重要になってきているわけでございます。

これはもう北播磨医療センター1医療機関だけで解決できる問題ではございませんけども、まずはホームページ等、様々なチャンネルを通じてこうしたことを発信していく。そして、何よりも当医療センターのドクターをはじめ職員が機能分化・連携を意識し、患者さんに丁寧に説明して御理解を頂く、御協力を頂くしかないというふうに思っております。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

以上で河島三奈議員の質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

【暫時休憩】

○議長（山本悟朗）

これより会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問であります。

次に、9番、新井謙次議員の質問を許可します。

9番、新井謙次議員。

○9番（新井謙次）

三木市議会議員の新井謙次です。

ただいま議長よりお許しを頂きましたので、私の方から一般質問、1項目、3点についてお伺いします。いずれも答弁は事務局をお願いいたします。

第1項目、北播磨総合医療センターにおける高次脳機能障害の対応について。

チャレンジャーという高次脳機能障害の当事者・家族・支援者の会があり

ます。三木市の市民活動センターで月に1回、安心して話せる、気軽に集える場として開催しています。参加者は、三木、小野、西宮などからも来られるそうです。今回の一般質問では、チャレンジャーの皆様の思いを踏まえた上での質問と要望を発言として行います。

高次脳機能障害とは、病気やけがなどにより脳が損傷することで起こる、言語や記憶、注意などの認知機能などの障害で、脳神経内科や精神科の診察になります。受傷前にできていたことができなくなり、仕事や生活など、様々な場面で支障を来すことがあります。身体の障害を伴わないがあるため、外見上、分かりにくい障害とも言われていて、家族や周囲の人からも理解されにくい障害です。

主な原因としては、脳梗塞、脳出血、脳卒中や交通事故などによる脳外傷、脳炎、脳腫瘍など、脳の機能にダメージを受け、発症します。

主な症状としては、物事をすぐに忘れる、新しい出来事を覚えることができない記憶障害、ぼんやりしてミスが多い、複数のことを同時にできないなどの注意障害、自分で計画を立てて実行できない、指示がないと行動できないなどの遂行障害、子供っぽい、欲求・感情のコントロール低下、相手の立場や気持ちが分からず、よい人間関係がつかれない、こだわりが強い、意欲の低下、抑鬱などの社会的行動障害などが挙げられます。

これらの症状は認知症と似ているため、よく誤診されるそうですが、認知症は今以上によくなることはありません。高次脳機能障害は症状が今以上に悪くならず、リハビリすることによって本来の学習能力で普通に生活できるようになります。

ただ、本人も自覚していないことが多く、高次脳機能障害の病名が一般的にあまり認知されていないため、患者数を把握することは難しいのですが、全国に27万人から50万人の人がいると言われていています。

そこで、次の3点についてお伺いします。

1点目、北播磨総合医療センターでの脳神経内科の診察内容について。

脳神経内科の外来受診は、特に神経学的診察を重視しているため、診察に30分から1時間程度必要となる。原則、紹介予約制にしているようです。脳神経内科の診療時間を、特色、また得意とする診療内容についてお伺いします。

2点目、高次脳機能障害の診察状況について。

高次脳機能障害として、障害者手帳を持っている方、またその疑いがある方の診察状況についてお伺いします。

3点目、北播磨総合医療センターにおける高次脳機能障害の支援について。

医療センターのホームページを見ると、脳神経内科の診察内容と特色の中に高次脳機能障害については明記されていません。一般的に、高次脳機能障害に対する理解や情報はまだまだ少ない現状です。高次脳機能障害であっても、一人の人間として尊厳を持ち、社会に参加するためには、当事者を取り巻く家族、友達、社会の理解とサポート、そして充実した医療体制が必要だと思います。北播磨総合医療センターで今後可能な高次脳機能障害の支援についてお伺いします。

以上3点についてお聞きします。これで1回目の質問を終わります。

○議長（山本悟朗）

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部長（藤原博之）

それでは、第1項目、1点目、北播磨総合医療センターにおける脳神経内科の診察内容についてお答えをいたします。

脳神経内科の初診時等には、神経学的診察を行います。これは、頭から足の先までの神経及び筋力に関わる症状を確認する診察で、腱反射、筋力テスト、歩き方のチェックに加え、高次脳機能の関係では言葉、物忘れ、しゃべり方や行動の確認など、多数の項目を全て行うもので、議員指摘のとおり長時間を要します。さらに、必要に応じてCTやMRI、神経伝導検査、脳波検査などを行い、診断名を確定していきます。

特に当医療センターにおきましては、脳卒中、神経変性疾患、免疫性神経疾患、てんかんや不随意運動及び認知症に対する診断と治療、全身血管病変の評価を得意としているところです。その中でも、特に脳卒中とパーキンソン病や脊髄小脳変性症などの神経変性疾患を得意としているところでございます。

次に、2点目、高次脳機能障害の診察状況についてお答えいたします。

脳神経内科の年間の初診患者数は約800名で、年間の新規入院患者数は約560名です。高次脳機能障害は、脳卒中や頭部外傷などの疾患に付随して発症する認知症、失語、失行、失認などの症状の総称であり、病名ではないことから、高次脳機能障害及びその疑いのある方が何名受診されているかといった統計的な数値を把握することは難しい状況でございます。

障害者で医療費助成の対象者は把握できますが、いずれの疾患で受給されているのか分かりませんし、障害者手帳をお持ちの方全てが医療費の助成対象ではありませんので、高次脳機能障害者として障害者手帳を持っている方、またその疑いがある方についても把握しておりません。

次に、3点目、北播磨総合医療センターにおける高次脳機能障害者の支援についてお答えをいたします。

当医療センターは急性期病院であり、原因となった病気や症状の診断と急性期の治療が主たる役割であると考えております。したがって、診断が確定し、抗血栓薬の点滴や内服薬の投与、リハビリなどにより一定程度症状が改善するなど、急性期の治療が終了すれば退院をしていただくこととなります。

退院に際して、さらに機能回復の必要がある場合には、回復期リハビリテーションに対応した医療機関等へ紹介をさせていただいております。また、在宅に移る際は、介護保険で利用できる通所リハビリ、訪問リハビリ、ヘルパーの利用、デイサービスなどの説明や車の運転フォローアップ先の紹介などを行っております。

高次脳機能障害に伴い、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳の申請が可能な患者さんについては、その手続等を支援するなど、必要な行政サービス等が的確に受けられるよう、医療機関としてでき得る限りの支援を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長（山本悟朗）

9番、新井謙次議員。

○9番（新井謙次）

御丁寧な答弁ありがとうございます。

それでは、3点目の、北播磨医療センターにおける高次脳機能障害の支援についてのところで再質問をさせていただきたいと思っております。なお、答弁については、医療現場の専門的な分野でもありますので、全て事務局の方をお願いをします。

実は、私も高次脳機能障害というのはあまり知りませんでした。チャレンジャーという、1回目の質問のときにも言ったんですけども、チャレンジャーという三木のボランティア活動センター、活動プラザ、ここで月に1回やっておられます。この障害についてのサークルというか集まる場というのは本当少なく、三木で1つ、あと加東の方にも1つ、本当にあんまり知られていないというのがこの高次脳機能障害であります。

私もいろいろ調べるうちに、玉津にある兵庫県の総合リハビリテーション

センターというところが相談窓口になっているということで、そこに実は聞きに行きました。この障害ってどういう障害なんですかということです。このリハビリテーションセンターは、大きな病院もあり、訓練所もあり、学校もありというすごく大きな設備になっています。そこでいろいろ聞いたんですが、相談件数、年間に3,000件から4,000件、新規で200人ほど高次脳機能障害というところの相談が常に来ているそうです。

先ほど答弁の中で、事務局の方から、いろんな支援はしていくけども、なかなか判断する、診断するのは難しい病気であるという。急性期医療ということもあって、そのところは診断するのはなかなか難しいのかなと思うんですけども、北播磨総合医療センターとこのリハビリテーションセンターという、その連携ですね。病院間の連携になるかと思うんですけど、例えば紹介状を書いたりとか、あと高次のとして可能性はあるよとかというところを患者さんに伝える、病院から患者さんにこちらを具体的に紹介するという、そういうことはあるんでしょうか。これが1つです。

もう1つは、北播磨総合医療センターのホームページを見ると、高次脳機能障害の検索をするとリハビリテーション室というところがヒットします。リハビリテーション室では、病気やけがによって身体や精神に障害が生じると、今までできていた日常生活が困難になります。困難になって、失認や失行といった高次脳機能障害に対してもアプローチを行っています、とあります。このアプローチというのはどういうアプローチをされているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（山本悟朗）

再質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部長（藤原博之）

それでは、まず1つ目の質問ですが、先ほどの答弁でもまず申しましたとおり、北播磨総合医療センターは急性期治療をする病院ですので、要は高次脳機能障害かどうかの診断をするのが我々の医療機関の役目でございます。それプラス、初期の、いわゆる急性期の治療をするところということですので、診断が難しいというようなちょっと御発言があったように思いますが、ここは診断をすることが主たる役目のところであるということをもまず1点目のところでお答えさせていただきたいと思えます。

それと、県のリハビリテーションセンターとの連携の関係でございますけれども、これにつきましては、人数だけで言いますと県立リハビリテーションセンターから年間約60から70人ぐらいが紹介されてきて、こちらから

県立リハビリテーションセンターには120名、いわゆる逆紹介と申しますが、120名を紹介しておりますが、その多くは整形外科領域や脳卒中後、パーキンソン病の患者さんですので、いわゆる高次の機能の方というのはそのうちの一部ということになります。あくまで当院での急性期治療が終了し、継続してリハビリテーションが必要な方、県立リハビリテーションセンターなど、回復のリハビリテーション機能を有する医療機関に紹介し、転院をしていただいているということです。

特に、県立リハビリテーションセンターにつきましては、今後就労が必要な若年層の患者さんを積極的に紹介させていただいております。高齢者の方は、高次脳機能障害があつたとしても、家族等の希望、要は遠方にあるということもあつて、なかなか、そちらではなくて近隣の医療機関にという希望が強く、近隣の医療機関へ紹介させていただくことが多くなっています。

先ほども言いましたように、高次脳機能障害ということでの限定は難しいわけですが、脳卒中後の回復期リハビリを目的として県立リハビリテーションセンターへ紹介している件数としては、年間約20人程度ということでございます。

また、先ほど議員の方からも紹介がございました、県立リハビリテーションセンターの高次脳機能障害相談窓口につきましても、当院の方からそちらに相談をしていただいた方がいいという事象の案件については、そちらの方の窓口を紹介させていただいております。

もう1点、ホームページの方の高次脳機能障害に対するアプローチの件についての質問でございますが、当センターのリハビリテーション室における作業療法士の高次脳機能障害へのアプローチにつきましては、高次脳機能障害がある、又は疑われる患者さんに対して、各種の認知症検査や失語症検査、標準高次動作機能検査などにより、より詳しく調べたり、検査結果と日常生活の様子などを総合的に評価し、機能回復や機能を代償できる方法などを指導させていただいているというところです。患者さんによっては生活環境を整えたり、自助具などの道具を工夫することによって、動作が可能になるという方もおられるというふうに現場からは聞いております。

以上でございます。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

○9番（新井謙次）

再々質問ありませんが、要望があるのですが、ここでお伝えしてよろしい

でしょうか。

○議長（山本悟朗）

あくまでも本日発言を許可しておりますのは質疑及び一般質問でございますので、要望はこの場ではお受けいたしません。

○9番（新井謙次）

分かりました。

以上で終わります。

○議長（山本悟朗）

以上で新井謙次議員の質問は終わりました。

次に、8番、河島泉議員の質問を許可いたします。

○8番（河島泉）

こんにちは。小野市議会の河島泉でございます。

ただいま議長よりお許しを頂きましたので、私からは第1項目、3点について質問させていただきます。答弁者は全て事務局にお願いいたします。

第1項目、病床確保について。

令和5年度当初予算の概要において、1、業務量、年間延べ病床数（稼働）は、令和5年当初12万2,610床、令和4年当初15万8,775床で、3万6,165床の減少となっています。

また、2、予算額の概要では、収益的収入（税込み）、令和5年当初172億464万9,000円、令和4年当初186億9,823万4,000円となっており、増減額として14億9,358万5,000円の減収となっております。減収の要因の1つに、病棟閉鎖があるようにお聞きしております。

そこで、次の3点についてお伺いします。

1点目、閉鎖病棟再開について。

地域の中核的な医療機関として重要な役割を担っている当医療センターにおいては、少しでも早く全病棟の稼働開始が必要です。今後、全病棟稼働に向けてどのような計画を予定されているのかお伺いします。

2点目、看護師の確保について。

病棟閉鎖に至った大きな要因として、看護師不足によるものとお聞きしましたが、昨年度より28名の看護師が減員となっておりますが、その理由と思われる原因と、今後の看護師の確保のための計画についてお伺いします。

3点目、院内保育所について。

看護師の若年者の方には、乳幼児をお持ちの方や、今後出産の予定の方々がおられるのではないかと推測されます。

近年、御父兄の意識の向上により、保育園、保育所での保育内容の充実は

すばらしいものです。院内保育所でも通常の保育所、保育園の保育内容に少しでも近づける努力と工夫によっては、看護師の確保の有効な手段となり得るのではないかと考えますが、現状の保育状況と見直しについての考えをお聞きします。

以上、私からの質問といたします。

○議長（山本悟朗）

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部長（藤原博之）

第1項目、1点目、閉鎖病棟再開についてお答えいたします。

閉鎖病棟再開につきましては、先ほどの岸本議員、河島三奈議員へ答弁させていただいたとおりでございます。

今後、一日も早い全病棟稼働に向け、できる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目、看護師の確保についてお答えをいたします。

看護師不足の原因と確保のための計画につきましても、先ほどの岸本議員、河島三奈議員へ答弁させていただいたとおりでございます。

なお、議員御指摘の28名の看護師の減少につきましては、予算策定段階での令和4年の4月1日、令和5年4月1日現在の正規職員と会計年度任用職員の合計数の差を示していますので、実数とは乖離しております。実数は、正規職員がマイナス14名、会計年度任用職員がマイナス6名の計マイナス20名となっておりますことを申し添えます。

次に、3点目、院内保育所についてお答えをします。

当医療センターの院内保育所の運営状況につきましては、アートチャイルドケア株式会社に運営を委託し、保育士7名体制で、1日平均約15人の児童を預かっております。

保育時間は、通常保育が午前7時30分から午後7時30分までで、火曜日、木曜日、土曜日の週3日は24時間対応の夜間保育が利用可能となっております。通常保育については、ほとんどの職員が2歳児まで利用され、以降、児童の成長とともに、幼児教育や集団生活などの観点から、地域の認可保育所に移られています。夜間保育は、就学前までの児童が利用されています。実際に院内保育所を利用されている方の御意見でも、院内保育所は乳幼児期の育児と仕事の両立、そして夜間勤務に対応する保育施設としての役割を希望されています。

院内保育所の運営に当たっては、預かり中の子供の様子や行事計画等を

日々の連絡帳やすぐすぐ報告、保育園だよりなどを通してできる限り利用者にお伝えするとともに、その中で頂いた御意見や利用者と保育所による保護者連絡会、利用者・保育所・病院の3者による保育所連絡会を通じて要望や課題をお互いに把握・共有し、それぞれの立場から改善に努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、院内保育所の運営は看護師のみならず、医師を含めた医療人材確保の有効な手段と考えており、院内保育所の魅力向上は必要なことと考えていますので、利用者のニーズを最優先に考えながら利用者と保育所と協議をし、必要な改善を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長（山本悟朗）

8番、河島泉議員。

○8番（河島泉）

各項目に対し、お答えありがとうございました。

私からは、再質問として1点させていただきます。答弁者は、事務局、お願いいたします。

先ほど新型コロナで非常に看護師の業務が増し、個々の様々な負担が増大したことが看護師不足の原因と答弁をお聞きしました。病棟再開に対しまして、私から再質問、1点させていただきます。

先般、コロナ感染症が5類に移行されることが決定しましたが、北播磨医療センターにおいては現状からどのように変更される予定、計画がされているのかお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（山本悟朗）

再質問について答弁を求めます。

事務局。

○管理部長（藤原博之）

先ほどの再質問についてお答えをいたします。

現在行っている主な対策といたしましては、職員の標準予防策の徹底、2つに、専用病床を確保しての入院治療、3つに臨時外来の設置、運用、4つに、外来時のトリアージ、5つに、入院時のスクリーニング検査、6つ目に、面会制限、7つとして罹患・濃厚接触による職員の出勤停止などでございま

す。

報道では5月8日から感染法上の分類が5類に引き下げられるとされていますが、これら全てを通常運用に戻すことになると、患者さんの負担は多少は軽減されるかと思われませんが、基礎疾患等をお持ちの患者さんへの感染による影響や、院内での感染拡大による診療制限等が広がる可能性も考えられます。

したがって、医師や感染認定看護師をはじめとする院内の対応チームで状況等を十分検討し、その時点時点での動向を十分見極めた上で、病院としての対応の方向性を決めてまいりたいというふうに考えております。

答弁、以上です。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

以上で河島泉議員の質問は終わりました。

以上で通告による発言は終わりましたので、これにて質疑並びに一般質問を終結いたします。

これより討論に入ります。討論については、通告がありませんので、これを終結します。

これより、第1号議案、北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、第7号議案、債権の放棄についてまでを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、第1号議案から第7号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終わりました。

今期定例会に提出されました案件は、ただいま全部議了いたしました。

<副企業長挨拶>

○議長（山本悟朗）

この際、蓬萊副企業長の挨拶がございます。

○副企業長（蓬萊務）

第27回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

議員各位には、北播磨総合医療センター企業団病院事業に関する条例の一部を改正する条例等7議案につきまして、慎重に御審議を頂き、いずれも適切な御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

当医療センターは、平成25年10月の開院以来、本年10月で開院10周年を迎え、現在34の診療科、約180名の医師を擁し、入院・外来合わせ、年間延べ40万人近い方々の診療行うなど、当医療センターが掲げる「患者と医療人を引きつけるマグネットホスピタル」を着実に築いてまいりました。

しかしながら、この2年間は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、看護現場では多くの離職者が発生し、当面の間、病棟閉鎖を行うことを決しました。先ほどの答弁でも申し上げましたが、看護師不足につきましては、ここが1つのポイントでありますけれども、この病院だけではなく全国的に、兵庫県下でもそうでありますけれども、調査の結果、ありとあらゆる病院、近隣の病院もそうでありますけれども、同様の事例が発生しておりまして、その看護師さんはどこ行ってんねやということについても非常に私たちでは調査しているところでもありますけれども、いずれにしましても大変病院から看護師が離職しているという事実は事実でありまして、同様の事例が発生しておりまして、当医療センターでは現場の負担を取り除くという考えの下、リスク管理という意味合いもありますけれども、先手管理として2病棟の閉鎖により予防的に今後の離職を抑え、そして、早期の病棟の回復を目指すものということでもあります。

看護師の確保には、採用、あるいはなぜ離職するのかという、離職の要因等分析を含めました離職防止の両面において、様々な手段を講じて対応しているところでもありますけれども、根本的には看護学校や、あるいは大学からの看護学生の供給に頼ることにとどまらず、自らが供給元となるような発想、これは看護学生の養成も必要でないかと、そのように考えておるところであります。

本日の一般質問では、看護師不足に加えサイバーセキュリティー、あるいは病棟閉鎖とスペース不足、駐車場のメンテナンス、そして高次脳機能障害の対応について貴重な御意見も頂きました。今後の病院運営に生かしてまいりたいと思います。

当医療センターは北播磨地域の中核病院として地域医療を確保し、住民の生活を守っていく上で医療人材を集中させ、いかに効率的に医療を提供していくかと考えるとともに、地域の医療機関や行政との連携を強化しまして、将来を見据えた対応が必要となっております。

このようなことから、施設の増改築につきましても、院内では協議、そして調整を進めているところでありますけども、方向性がまとまり次第、早期に対応してまいりたいと考えているところです。これはいわゆる病院経営という根幹に関わる話でありますので、単に増床ということを単純に考えるんじゃなくて、周辺の状況も十分精査の上で最終意思決定をしていくということになろうかと思えます。そういう状況であります。

議員各位におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を頂きますようお願いするとともに、当医療センターの将来の姿を見据えた御支援をお願いしたいと考えているところであります。

最後になりましたけど、今期定例会に賜りました御精励に感謝を申し上げますとともに、ますます御健勝でさらなる御活躍を祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

<閉会>

○議長（山本悟朗）

お諮りいたします。

これにて閉会して、御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、第27回北播磨総合医療センター企業団議会定例会はこれをもって閉会いたします。

<議長閉会挨拶>

○議長（山本悟朗）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は、「北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のほか6件の議案を御審議いただく定例会でありました。

議員各位には、会議中、慎重なる御審議を頂き、適切、妥当なる結論を得て、ここに滞りなく議了できましたことは、企業団の運営のため、誠に御同慶に存じますとともに、各位の御精励に対しまして衷心より深く感謝を申し上げます。

また、企業長をはじめ当局各位におかれましては、誠意ある御答弁を頂きましたことに感謝申し上げます。

近頃の気候はまさに三寒四温といったところでしょうか。議員各位におかれましてはくれぐれも健康に御留意を頂き、ますます御活躍くださいますとともに、北播磨総合医療センターのますますの発展を御祈念申し上げまして、

閉会の御挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

<閉会> 午後3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北播磨総合医療センター企業団議会

議 長

山本 悟朗

会議録署名議員

古田 寛明

会議録署名議員

河島 三奈